

広島県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十四年二月四日農林水産省告示第七十六号、平成十四年二月四日農林水産省告示第七十七号、平成七年八月三十日農林水産省告示第三百六十九号、平成七年八月三十日農林水産省告示第三百七十号、昭和四十二年五月二十日農林省告示第七百六十五号（三及び四に係るものに限る。）、昭和四十三年十二月二十八日農林省告示第二千五十六号（一及び三に係るものに限る。）、昭和四十三年十二月二十八日農林省告示第二千五十七号（一及び四に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）